

第1条 独占権

1-1、貸出写真について独占使用権はありません。貸出写真と同一もしくは類似写真が他媒体に使用され、もしくは将来使用されることもありますのでご了承ください。

第2条 著作権

2-1、貸出写真をもとに画像処理された画像、映像の著作権は当事務所に帰属するものといたします。

第3条 検討期間、使用報告

3-1、ご検討期間は写真貸出日より14日間（2週間）とさせていただきます。検討期間内に使用の有無をご連絡ください。

第4条 貸出写真のチェック

4-1、貸出写真は当事務所でチェックをおこないお渡し致しますが、キズ、汚れ、ニュートンリング等を見つけられた場合、速やかにご連絡ください。使用後のクレーム、ご連絡はお受けできません。

第5条 貸出写真の期間、返却

5-1、不使用写真は速やかにご返却ください。また、ご使用になった写真も使用終了後にすみやかにご返却ください。

6-2、貸出期間は通常、貸出日より60日以内といたします。写真の返却は記録が残る書留郵便、宅急便でお送りください。返却途上に破損、汚損が生じないように梱包等ご配慮ください。返却途上の紛失、破損はお客様の責任となりますのでご注意ください。

6-3、デジタルデータにつきましてはご使用後速やかに返却するか、お客様の責任において消磁・破棄してください。

第6条 貸出写真の紛失、破損、汚損

6-1、写真原板紛失、修復不可能な破損、汚損の場合はオリジナル写真1点につき当事務所の定める当該使用料の10倍をお支払いいただきます。

6-2、写真原板破損、汚損の場合は修復にかかる料金として3~10倍の補償をお支払いいただきます。

6-3、貸出日より 180 日（6 ヶ月）を経過しても返却されない場合は紛失とみなします。

第 7 条 料金の規約

7-1、貸出写真は別に取り決めのない限り、1 社、1 種、1 号、1 版、日本国内の使用に限ります。同一写真の複数回使用（再販、デザイン変更、使用用途変更等）はそれぞれ規定の料金が設定されます。

第 8 条 料金のお支払い

8-1、請求書発行月の翌月末までにお支払い頂きます。

8-2、期限を過ぎてもご入金の確認がとれない場合、延滞金を請求することがあります。

第 9 条 宅急便送料と責任範囲

9-1、素材ご利用者の負担となります。尚、輸送中の事故に関しましては当事務所では責任を負いかねます。

第 10 条 貸出写真の使用範囲

10-1、貸出写真を海外で使用する場合、または貸出写真を使用した物品が海外で販売、配布する場合は料金が異なりますので事前許可と共にご相談ください。

10-2、当事務所の貸出写真の使用権は第 3 者に譲渡、貸与、転使用を行なった場合は、損害賠償、使用差し止め等の義務を負って頂く事になりますのでご注意ください。

第 11 条 クレジットの表示及び作品サンプルの提出

11-1、ご使用の際には **阿部秀樹写真事務所**または**写真家名**を表示してください。また、使用掲載物は 2 部以上ご提出ください。（TV 使用の場合は完成作品の VHS テープ・DVD 等）

使用掲載物及び完成品テープの送料はお客様の負担となります。

第 12 条 その他

12-1、以上の規定は貸出写真がフィルムの形態である・ないを問わず、映像すべてに適用いたします。以上の規定をご了承のうえ、取引をお願いします。万一規定が守られない場合は、著作権法その他の法律にもとづき、貴社およびクライアントに対し法的措置を講ずることもあります。訴訟案件が生じた場合の提訴裁判所は当社所在地を管轄する裁判所とすることに合意するものとします。

12-2、国外使用の場合は対象エリア、語圏により使用料がかわります。また画像によってはご使用いただけないものもございます。